

## 平成 24 年度及び第 2 期中期目標期間に係る業務の実績評価について

文部科学省独立行政法人評価委員会において、独立行政法人理化学研究所（野依良治理事長）の平成 24 年度及び第 2 期中期目標期間の業務の実績評価が決定されましたのでここに報告いたします。

### 1. 評価の内容

#### ◆[文部科学省独立行政法人評価委員会による評価について](#)

[「独立行政法人理化学研究所の平成 24 年度に係る業務の実績に関する評価」](#)

[「独立行政法人理化学研究所の第 2 期中期目標期間（H20.4～H25.3）に係る業務の実績に関する評価」](#)

### 2. 平成 24 年度及び第 2 期中期目標期間を終えて（野依理事長談話）

独立行政法人理化学研究所（理研）の平成 24 年度及び第 2 期中期目標期間業務実績の評価に関し、独立行政法人評価委員会委員の皆様には大変な労力を費やしていただき深く感謝いたします。

私は、独立行政法人としての理研の再出発に際して発表した野依イニシアティブと呼ぶ経営理念にもとづき、第 2 期中期目標期間の 5 年間、「人類の存続に貢献する知の創出」を目標に、運営の方向性をより明確にした三つの基本方針（「科学技術に飛躍的進歩をもたらす理研」「社会に貢献し、信頼される理研」「世界的ブランド力のある理研」）を掲げて研究所運営に取り組んでまいりました。

今回の評価委員会においては、5 年間を通じて、科学技術の飛躍的進歩につながると期待される、世界的にみても優れた研究業績を理研が多数挙げたことを高く評価頂きました。それとともに、X 線自由電子レーザー施設 SACLA 及び次世代スーパーコンピュータ「京」という最先端施設を予定通り完成させ、世界一の性能を達成して世界的ブランドとしたことや他の最高水準の研究基盤の整備と運用の使命を果たしたことについても十分に評価頂き、大変喜ばしく思っております。さらに、研究成果の社会還元をより効果的に進めるべく、理研内を組織横断的につないで課題解決型研究を推進し、「科学知」をもとに社会の発展等に役立つ「社会知」の創成を目指した社会知創成事業の開始についても意義をお認め頂き、非常に心強く思います。また、法令遵守や倫理の保持等についても、過去の事例の反省にもとづく十分な改善がなされているとお誉めいただきました。

その一方で、産業界と連携する取組みのより一層の強化、戦略的な広報活動の充実等の運営の改善に向けたご指摘や助言もいただきました。これらを十分に咀嚼し、「世の中に役に立つ理研」、「見える理研」の達成に向けて、多様な研究成果を創出して、その成果を広く社会へ還元するとともに、国の内外に分かりやすく説明する取組みを強化していく所存です。とりわけ、新たな科学領域を開拓するような研究の芽を生み出し、社会等のニーズをふまえて育成していく必要性、ならびに出口

を明確にした重点的な研究と同様、長期的、多角的な基礎研究の着実な推進の重要性のご指摘については、研究開発法人としての理研に対する期待と励ましとして、研究所運営にあたり十分に心してまいります。

平成 25 年 4 月から第 3 期中期目標期間を迎えるにあたり、理研は、「総合力の発揮」をキーワードに、これまでの組織体制を根本的に見直しました。新たな決意をもって、知の根源となる基礎科学と卓越した技術開発を推進するとともに、組織及び分野間の連携と融合を図り、「社会に貢献する知の創出」に向けた取組みを進めております。しかし、理研単独でできることは限定されます。是非とも理研の世界的ブランド力を向上し、国の内外を問わず、理念を共有しうる産業界、大学、教育界、文化団体等と積極的に相互互惠の関係を築いていきたいと考えています。理研は、第 3 期期間中の 2017 年に百周年の節目の年を迎えますが、伝統的な「科学のための科学」にとどまらず、「社会の中の科学、社会のための科学」を追求する集団に生まれ変わったと国民の皆様から評価いただけるよう、今後の 5 年間、全力を傾ける所存です。

21 世紀は、環境やエネルギー資源、食糧、水、感染症など、国を超えた地球規模の課題が山積しております。私たちは、その軽減と解決のため、科学技術の立場から、貢献したいと真剣に考えております。よろしくご指導賜りたく存じます。

(参考 1) 文部科学省独立行政法人評価委員会で評価が決定するまでの過程

- 6 月上旬：理化学研究所から文部科学省独立行政法人評価委員会へ、平成 24 年度及び第 2 期中期目標期間の実績報告書を提出
- 6 月 25 日、27 日：文部科学省独立行政法人評価委員会 科学技術・学術分科会 基礎基盤研究部会 理化学研究所作業部会（以下、「理研作業部会」という）にて理研の業務実績状況についてヒアリング
- 7 月 12 日：理研作業部会での評価の実施
- 7 月下旬：基礎基盤研究部会での評価の審議
- 8 月 6 日：科学技術・学術分科会での評価案の審議、決定
- 8 月 16 日：文部科学省独立行政法人評価委員会総会にて評価結果の報告

(参考 2) 独立行政法人通則法

(独立行政法人評価委員会)

第 12 条 独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

－ － － (中略) － － －

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第 32 条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

--- (以下略) ---